水道直結式スプリンクラー設備設置に関する誓約書

令和　　　年　　月　　日

丹 波 市 長　　　様

申請者（給水装置工事申込者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置設置場所 | 丹波市　　　　　　町　　　　　　　　　番地 |

　2025.4.1～

　水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、次の各事項について遵守することを誓約します。

１　災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道事業者　丹波市に対し損害賠償請求は一切いたしません。

２　水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、前項の誓約事項を借家人等に十分説明し、熟知させます。

３　水道直結式スプリンクラー設備設置に係る利害関係人からの異議申し立てについては所有者の責任において解決します。

４　水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び災害時の非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者　丹波市に求めません。

５　水道直結式スプリンクラー設備が設置された給水装置の所有者を変更するときは、上記１～４の事項について譲渡人に継承します。